四号」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号。以下「改正法」という。）による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「旧機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（改正法による廃止前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第二号」と、旧業務運営省令第三条第一号及び第八条並びに第九条第二項中「機構法」とあるのは「旧機構法」と、旧業務運営省令第八条中「債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支出の決定」とあるのは「出資の決定」と、旧業務運営省令別記様式第二中「国立研究開発法人情報通信研究機構法」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）」とする。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第三条第二項の規定により機構が行う同項に規定する業務については、この省令の本則の規定による廃止前の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（以下この条において「旧財務及び会計省令」という。）の規定は、この省令の施行後も、なお効力を有する。この場合において、旧財務及び会計省令本則中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「出資継続業務」と、旧財務及び会計省令第一条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びに」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号。以下「改正法」という。）による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「旧機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（改正法による廃止前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第二号に掲げる業務及び」と、旧財務及び会計省令第二条中「機構法第十六条」とあるのは「旧機構法第十六条」と、旧財務及び会計省令第六条中「通則法第四十六条の二第一項若しくは第四十六条の三第一項」とあるのは「通則法第四十六条の二第一項又は第二項」と、「通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書」とあるのは「通則法第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「通則法第四十六条の二」と、旧財務及び会計省令第十条中「通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項」とあるのは「通則法第四十六条の二第二項」と、旧財務及び会計省令第十九条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二十六号）による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）」とする。

○法務省令第十号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

法務大臣　小泉　龍司

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第十一条）
第二章　経過措置（第十二条）
附則

第一章　関係省令の整備

（婦人補導院処遇規則等の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　婦人補導院処遇規則（昭和三十三年法務省令第八号）
二　保護具の製式（昭和三十三年法務省令第九号）
三　婦人補導院組織規則（平成十三年法務省令第五号）

（不動産登記嘱託職員を指定する府令の一部改正）

第二条　不動産登記嘱託職員を指定する府令（昭和二十四年法務府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。
［略］	［同上］
少年鑑別所長 地方更生保護委員会委員長	少年鑑別所長 婦人補導院長 地方更生保護委員会委員長
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（昭和三十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。